

介護給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 5 0 3 6 万円
(前年度 1 件 1 1 4 4 万円)

1 介護保険の概要

介護保険は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった者に対して、必要な保険給付を行うものであり、市区町村等が保険者、その区域内に住所を有する65歳以上の者等が被保険者となっている。

介護サービス事業者が要介護者等に対して介護サービスを提供して請求することができる介護報酬は、算定基準等で定められた単位数に単価を乗ずるなどして算定することとなっている。そして、市区町村等は、原則として、介護報酬の90/100に相当する額又は介護報酬の全額を介護サービス事業者に支払うこととなっている(市区町村等が支払う介護報酬の額を「介護給付費」)。

介護給付費は、50/100を公費で、50/100を被保険者の保険料でそれぞれ負担することとなっている。そして、公費負担として、国が20/100又は25/100を負担している。

2 検査の結果

34事業者に対して20都府県の106市区町村等の実施主体が行った平成24年度から29年度までの間における介護給付費の支払が1億6519万円過大となっていて、これに対する国の負担額5036万円が不当と認められる。

これらの事態について、介護サービスの種類の別に示すと次のとおりである。

ア 通所介護

17事業者は、介護報酬の算定に当たり、事業所の規模区分を誤っていたり、通所介護事業所に配置している理学療法士等が個別機能訓練加算(I)に係る基準に適合していなかったのに、1日につき42単位又は46単位を所定単位数に加算したりするなどしていた。このため、介護給付費の支払が46市区町等で9177万円過大となっていて、これに対する国の負担額2822万円は負担の必要がなかった。

イ 訪問介護

12事業者は、減算に係る要件を満たす建物の居住者に対して訪問介護を提供していたのに、介護報酬の算定に当たり、所定単位数の90/100に相当する単位数に減算していなかった。このため、介護給付費の支払が40市区町で5817万円過大となっていて、これに対する国の負担額1805万円は負担の必要がなかった。

ウ その他の介護サービス

ア及びイのほか、介護療養施設サービス、通所リハビリテーション、介護福祉施設サービス、地域密着型通所介護及び短期入所療養介護の5介護サービスについて、6事業者は、介護報酬の算定に当たり、単位数の算定を誤っていた。このため、介護給付費の支払が42市町村等で1524万円過大となっていて、これに対する国の負担額409万円は負担の必要がなかった。

都県等名	実施主体 (事業者数)	年度	過大に支払われた 介護給付費の件数	過大に支払われた 介護給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
		平成	件	円	円	
宮 城 県	11市町等(3)	26～29	1,714	703万	201万	ア、イ、ウ
東 京 都	14市区(6)	24～29	4,001	3087万	953万	ア、イ
神奈川県	4市(1)	27～29	992	428万	128万	ア
横 浜 市	14市区(8)	27～29	4,255	4244万	1340万	ア、イ
長 野 県	4市町(1)	27、28	188	291万	87万	イ
愛 知 県	6市(1)	27	115	151万	45万	イ
名古屋市	5市等(2)	24～28	3,948	2028万	614万	ア、イ
津 島 市	11市町(1)	27、28	405	228万	70万	ア、ウ
三 重 県	5市等(1)	27、28	2,985	266万	79万	ウ
大 阪 市	1市(1)	27、28	2,130	1975万	602万	ア
池 田 市	9市町(1)	27、28	581	805万	240万	イ
和歌山県	13市町村等(1)	24～29	1,111	317万	81万	ウ
広 島 県	13市町等(4)	24～29	3,911	883万	254万	ア、ウ
松 山 市	4市町(3)	24～28	1,516	1107万	335万	ア、ウ
計	106実施主体(34)		27,852	1億6519万	5036万	

注(1) 計欄の実施主体は、都県等の中で実施主体が重複することがあるため、各都県等の実施主体数を合計したものと一致しない。

注(2) 摘要欄のア、イ及びウは、本文の介護サービスの種類の別に対応している。